

② 介護保険施設で受けるサービス

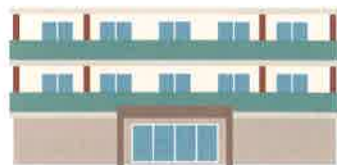
下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについて▶15ページ参照)

※要支援の方は利用できません。



生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



1か月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護3	22,949円	229,482円
要介護4	25,143円	251,427円
要介護5	27,306円	273,058円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。



1か月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	24,861円	248,605円
要介護2	26,428円	264,280円
要介護3	28,466円	284,658円
要介護4	30,128円	301,273円
要介護5	31,727円	317,262円

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。



1か月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	26,115円	261,145円
要介護2	29,563円	295,630円
要介護3	37,056円	370,557円
要介護4	40,222円	402,220円
要介護5	43,107円	431,062円

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\begin{array}{c} \text{施設サービス費の} \\ \text{1~3割} \end{array} + \begin{array}{c} \text{居住費} \\ \text{(滞在費)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{食費} \end{array} + \begin{array}{c} \text{日常生活費} \\ \text{(理美容代など)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{自己負担} \end{array}$$

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	居住費(滞在費)				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
令和6年7月まで	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円
令和6年8月から	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 給付を受けるには、区役所地域福祉課へ申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、事業所に提示することが必要です。

変更ポイント

居住費の限度額を変更(令和6年8月から)
下表の赤太枠部分が変更後の金額です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	高齢福祉年金受給者の方	単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下	→550円 (380円)		→880円	→550円	
2	世帯全員が市県民税非課税	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
		単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下	→550円 (480円)	→430円	→880円	→550円	
3-①	世帯全員が市県民税非課税	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
		単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下	→1,370円 (880円)	→430円	→1,370円	→1,370円	
3-②	世帯全員が市県民税非課税	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]
		単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下	→1,370円 (880円)	→430円	→1,370円	→1,370円	

※居住費の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※食費の【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※申請した月から適用となります。 ※非課税年金とは障害年金や遺族年金などです。

※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、2、3-①、3-②の方の預貯金等の資産の要件は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。

● 預貯金等が上の表のとおり一定額を超える場合は、支給の対象外となります。

【預貯金等に含まれるもの】 預貯金(普通・定期)、有価証券、投資信託、現金など。なお借入金・住宅ローン等の負債は、預貯金等額から差し引かれます。

【預貯金等に含まれないもの】 生命保険、自動車、腕時計・宝石などの貴金属、絵画・骨董品・家財など。

● 同一世帯でない配偶者の所得や預貯金等も判断材料とします。

【配偶者の範囲】 婚姻届を提出していない事実婚も含む。

DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外です。

※申請にあたっては、本人および配偶者の預金通帳等のコピー、金融機関への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。

※偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。